

資料編

用語集

## 用語集

### 〈あ行〉

#### ICT（情報通信技術）

Information and Communication Technology の略で、インターネットやパソコン・スマートフォンなどを使った技術をいいます。

#### アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず、申し出ることができない人に対し、様々な支援や情報を届けることをいいます。

#### 厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

老人福祉法に規定する市町村老人福祉計画で、厚木市総合計画の施策展開を見据え、福祉分野の各個別計画と理念を共有し、市における高齢者福祉の基本的な計画です。

また、介護保険法に規定する市町村介護保険事業計画を包含した計画としています。

#### 厚木市障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画

障害者雇用促進法の規定に基づき、障がい者の職場定着のほか、全ての障がい者が、その障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できることを目的とした計画です。

#### 厚木市新型インフルエンザ等対策行動計画

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により、新型インフルエンザ等が発生した場合の総合的な対策の推進に関する事項等を定めた計画です。

#### 厚木市総合計画

厚木市総合計画は、市の全ての計画の基本であり、まちづくりの最上位に位置づけられる計画です。

厚木市自治基本条例の規定に基づき、市の将来都市像とその実現に向けた、まちづくりの方向性や施策の体系を示すとともに、市民・事業所・行政の役割を明らかにし、それぞれの主体がともに理想とするまちをつくることを目的としています。

#### 厚木市地域福祉計画

社会福祉法に規定する市町村地域福祉計画で、厚木市総合計画の施策展開を見据え、福祉分野の各個別計画と理念を共有し、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、成年後見制度の利用の促進、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定める計画です。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律に規定する成年後見制度利用促進基本計画及び再犯の防止等の推進に関する法律に規定する再犯防止推進計画を包含した計画としています。

## 厚木市避難行動要支援者避難支援計画

市の避難行動要支援者対策をより確かなものにするため、自ら災害に備える「自助」、地域での助け合いによる「共助」及び市の取組である「公助」が連携し、相互に支え合いながら、大規模災害時における地域の安心・安全を強化することを目的とした計画です。

## 安心生活支援プラン

介助者がいない重度の障がい者を対象に、サービス等利用計画に相談支援専門員等の緊急時の連絡先を記載し、有事の際に連絡をすることで、相談支援専門員がヘルパーの派遣あるいは施設への受入調整やその他必要な支援を実施するための仕組みです。

## eスポーツ

エレクトロニック・スポーツの略で、一般的には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使ったスポーツ競技をいいます。

## 意思決定支援

障がいや認知症などにより、物事をうまく決められない方とともに歩み、考え、本人の意思を尊重し決定していくことです。

## 移送サービス

単独でバスや電車等の公共交通機関の利用が困難な方を対象に、車を使って外出の支援を行うサービスです。

## 一般就労

障がい者の就労の形態で、民間企業等で雇用契約等に基づき働くことをいいます。

## 移動支援

地域生活支援事業のひとつ。屋外の移動に困難がある障がい者について、自立生活及び社会参加に伴う外出のための支援を行います。

## 医療型短期入所事業所

障害福祉サービスにおける利用者を日帰り又は宿泊で一時的に受け入れる短期入所（ショートステイ）のひとつで、この短期入所を病院や診療所等の医療機関が実施することで、医療的ケア児者等の受け入れの場となっています。

## 医療計画

医療法に基づき、都道府県が、厚生労働大臣の定める基本方針（良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るための基本的な方針）に即して、地域の実情に応じた医療提供体制を確保するために策定する計画です。

## 医療的ケア

医師の指導の下、保護者や看護師が日常的・応急的に行う、経管栄養、たんの吸引などの行為をいいます。

## 医療的ケア児支援センター

医療的ケア児及びその家族が地域で安心して暮らせるよう、様々な支援や情報提供を行う神奈川県の間関です。

### インクルーシブ教育

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える共生社会の形成を目指し、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶことをいいます。

### NPO（非営利組織）

Non Profit Organization（非営利組織）の略で、非営利で自発的に市民活動を行う民間の組織のことをいいます。このうち、法律に基づいて法人格を取得したものが特定非営利活動法人（NPO法人）です。

## 〈か行〉

### 介護職人材確保支援事業

事業所を対象とした人材確保や人材育成に係る経費の一部の補助、個人を対象とした各種奨励金等の支給や福祉のしごとフェアの開催等を実施し、介護職員等の人材確保を目的とした事業です。

### 核家族化

夫婦のみの世帯、一人親世帯や夫婦とその未婚の子どもからなる家族を指し、これらの家族状態が社会で進んでいる状態をいいます。

### 学校等訪問看護支援事業

日常的に医療的ケアを必要とする児童・生徒が、学校等において安心して生活を送れるよう、看護師を学校等に配置し、その児童・生徒に医療的ケアを行う事業です。

### 看護師介助員

特別支援教育介助員のうち、看護師資格を有し、医療的ケア児の支援に従事する者です。

### 基幹相談支援センター

総合相談・専門相談、権利擁護・虐待防止、地域移行・定着、地域の相談支援体制の強化の取組み等、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関です。

市では、障がい者基幹相談支援センターゆいはあとがあります。

### 救急医療情報セット

主なかかりつけ医療機関や緊急連絡先等を記入する救急医療情報シートとこれを保管するヒモ等がセットになったものです。市民が救急車を要請した際に、救急隊員がこのセットを活用することにより迅速かつ適切な救急活動に役立てることを目的としています。

### 共同生活援助

障害福祉サービスのひとつ。グループホームにおけるサービスを指します。共同生活が行なわれる住居で、夜間や休日に相談や日常生活上の援助を行います。

### 強度行動障がい

自傷・他害行為、多動、異食、睡眠の乱れ等が著しく高い頻度で出現する状態をいいます。

## 居住支援協議会

障がい者や高齢者等の住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居し、安心して暮らしていくことができるよう、市の住宅部局と福祉部局、不動産関係団体や居住支援団体などが一体となって課題の解決に取り組む協議会です。

## 居宅介護

障害福祉サービスのひとつ。居宅において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

## グループホーム

障害福祉サービスにおける共同生活援助が行われる住居を指します。

## 権利擁護

知的障がい、精神障がい、認知機能の低下などのために、自分で判断する能力が不十分だったり、意志や権利を主張することが難しい人たちのために、代理人が権利の主張や自己決定をサポートしたり、代弁して権利を擁護したり表明したりする活動です。

## 後期高齢者

高齢者は一般的に65歳以上の方をいいますが、そのうち、後期高齢者は75歳以上の高齢者を指します。

## 合計特殊出生率

15から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で、一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。

## 高次脳機能障がい

事故や病気等により、脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障がい、注意障がいや社会的行動障がいなどの認知障がい等を指します。

## 工賃

就労継続支援B型事業所での生産活動によって得られた収入から、必要な経費を控除した金額に相当する額を、事業所を利用する障がい者に対して支払うものです。

## 行動援護

障害福祉サービスのひとつ。行動上の困難があり、常時介護を必要とする障がい者に対し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護を行います。

## 合理的配慮

障がい者の実質的平等を確保するために、過度な負担になりすぎない範囲で行う手助け、施設の改良、補助手段の提供などをいいます。

## コミュニティカフェ

孤独死等人間関係の希薄化が社会問題になる中、地域住民が集まる居場所になっているところの総称で、全国的に広まっています。

## 〈さ行〉

### サービス等利用計画

本人や家族の意向、総合的な援助方針、将来の目標等を勘案し、障害福祉

サービスの利用を通じ、希望する暮らしの実現を目指す計画です。

なお、相談支援事業所が作成する計画と本人や保護者が作成するセルフプランがあります。

### 施設入所者

施設入所支援を利用し、施設に入所している障がい者を指します。

なお、施設入所支援の内容については、P126を参照ください。

### 児童発達支援

障害児通所支援のひとつ。未就学児を対象として、事業所に通所し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

### 児童発達支援センター

障がい児に日常生活における基本的動作の指導、生活に必要な知識や技能を付与させるとともに、家族への相談や助言等、地域の中核的な療育支援を行う機関です。

厚木市では児童発達支援センターひよこ園があります。

### 児童福祉法

児童を健全に育成する義務や児童の権利等を定めた児童の福祉に関する総合的基本法です。障害児通所支援等の障害のある児童に対する支援等についても本法律に定められています。

### 自閉症

本計画の本文では、「自閉スペクトラム症」を指します。自閉スペクトラム症は、自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障がいなどをまとめた表現です。

多くの遺伝的な要因が複雑に関与して起こる生まれつきの脳機能障がい、言語・コミュニケーションの障がい、感覚過敏や強いこだわりなど多様な状態像の方がいることから、個々のニーズに合った適切な療育・教育的支援につなげていく必要があります。

### 市民後見人

弁護士等の専門職後見人に対し、自治体等が行う養成研修により後見活動に必要な法律や知識を身に付けて、家庭裁判所から選任された市民を市民後見人といいます。

障がい等で物事を判断することが難しい人に親族がいない場合、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行います。

### 社会的障壁

障がいがある者等にとって日常生活または社会生活を営む上で、障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを指します。

### 重層的支援体制事業実施計画

既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応した包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、

「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施する社会福祉法の規定に定められた計画です。

### 住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障がい者等、住宅を確保することが困難な人及び世帯をいいます。

### 就労移行支援

障害福祉サービスのひとつ。一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います

### 就労継続支援

障害福祉サービスのひとつ。一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

なお、雇用契約を結び利用するA型と、雇用契約を結ばないで利用するB型の2種類があります。

### 就労選択支援

障害福祉サービスのひとつ。障がい者が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、能力や適性を評価し、就労時の必要な配慮を整理することで、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択支援を行います。

なお、本サービスは、令和7(2025)年に施行を予定しています。

### 就労定着支援

障害福祉サービスのひとつ。就労移行支援等の利用を経て、一般就労した障がい者が職場に定着できるよう、助言・指導等の支援をします。

### 重症心身障がい

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を表すもので、医学的な診断名ではなく、児童福祉法の規定による呼び方です。

### 重度障害児メディカルショートステイ事業

在宅で療養する常時医療的ケアが必要な重症心身障がい児が、介助者の疾病、事故等により、在宅での療養が一時的に困難になった場合に、医療機関において一時的に受入れ、療養生活の安定を図ることを目的とした事業です。

### 重度訪問介護

障害福祉サービスのひとつ。常時介護を必要とする重度の障がい者に対し、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

### 重度訪問看護支援事業

医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の介助者が一息つける時間等を確保するため、医療保険制度等による訪問看護を利用したときに、看護師による対応を年間48時間まで延長して利用できるようにする事業です。

### 障害児支援利用計画

本人や家族の意向、総合的な援助方針、将来の目標等を勘案し、障害児通所支援の利用を通じ、希望する暮らしの実現を目指す計画です。

なお、障害児相談支援事業所が作成する計画と本人や保護者が作成するセルフプランがあります。

### 障害児相談支援

障害児通所支援のひとつ。障がい児が障害児通所支援を利用する際、本人や家族の意向、総合的な援助方針、将来の目標等を勘案し、希望する暮らしの実現に向け、障害児支援利用計画を作成します。

### 障害児通所支援

児童福祉法に基づき提供されるサービスです。障がい児に通所させ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練等のサービスをいいます。詳しくは、P118以降を参照ください。

### 障害児入所施設

障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

### 障害者基本法

障がい者の自立及び社会参加の支援等の施策に関する基本的理念及び国、地方公共団体などの責務を定めるとともに、障がい者の自立及び社会参加の

支援等の施策の基本となる事項等を定め、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の福祉を増進する法律です。

### 障害者雇用奨励交付金

障がい者を雇用する事業主に対し、障がい者の雇用の安定を促進するための交付金です。

### 障がい者雇用職場（しごとサポート室「すまいる」）

障がい者の多様な力を職場に取り入れ、ともに働く職場環境を整備することで、業務工程を見直し、生産性の向上と働きやすい組織づくりを推進するための市庁内に設置された職場です。

### 障害者雇用促進センター

障がい者の雇用促進を図るため、企業及び障がい者就労支援機関へ障がい者の雇用に関する相談及び支援を実施する神奈川県内の機関です。

### 障害者雇用率

障害者雇用促進法に規定されている、事業主に義務付けられている労働者の総数に占める障がい者雇用の割合をいいます。

### 障害者支援施設

施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の生活介護や自立支援等の障害福祉サービスを行う施設をいいます。

なお、施設入所支援の内容については、P126を参照ください。



### 障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障がい者を対象に、福祉、保健、雇用、教育などの関係機関との連携の拠点として連絡調整などを積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う神奈川県 の機関です。

### 障がい者就労施設等

就労継続支援事業所、障害者支援施設や地域活動支援センター等の障害福祉サービス事業所等や雇用している障がい者の割合が一定基準を満たす特例子会社等をいいます。

なお、地域活動支援センターの内容については、P182を参照ください。

### 障がい者相談支援センター

地域の障がい者等が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を維持していくために、障がい者等の相談を受け、心身の状況や必要な支援等を把握し、地域における適切な機関や制度の利用につなげる支援等を行う地域包括ケア社会の実現に向けた地域の中核的機関です。

厚木市では8か所設置しています。

### 障害者地域生活サポート事業

障害福祉施設等を障害者の地域生活を支える社会的な資源としてその活用を図り、障害者の地域生活移行を促進すること目的とした事業です。

### 障害福祉サービス

障害者総合支援法に基づき提供されるサービスです。詳しくは、P118以降を参照ください。

### 障害福祉DB（データベース）

障害介護給付費等の審査・請求等における、自治体や障害福祉サービス等事業所の各種データを集積するデータベースで、当該データを分析し、サービスの質の向上や地域間のばらつきの是正等、制度の見直しに活用されます。

### 自立訓練

障害福祉サービスのひとつ。自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

### 自立支援医療

障害者総合支援法に基づく医療給付です。原則として90%の医療費を医療保険と公費で負担し、10%を自己負担となります。

### 自立生活援助

障害福祉サービスのひとつ。居宅でひとり暮らし等をしている障がい者に対し、定期的な訪問等を実施し、必要な情報提供や助言等により、ひとり暮らしの支援をします。

### 心身障害者医療費助成

健康保険適用医療費の自己負担額を全額または一部助成する制度です。

### 心身障害者基本法

国の障がい者対策の基本指針を定めたものです。平成5（1993）年に障がい者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野への参加を促進するため大幅に改正され、法律の題名が障害者基本法と改められました。

### 身体障害者福祉法

身体障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障がい者の援助や必要に応じて保護し、身体障がい者の福祉の増進を図ることを目的とした法律です。

### スーパービジョン

スーパーバイザー（責任者や管理者等）がスーパーバイジー（初任者）の実践学習と専門職としての知識と技術への訓練を促進・支援するための手法です。

なお、障がい者基幹相談支援センターゆいはあとや講師等をスーパーバイザーとして、地域の相談支援事業所の更なる質の向上や業務の負担感の軽減を図るためのグループワークを市ではグループスーパービジョンとしています。

### 生活介護

障害福祉サービスのひとつ。常時介護を必要とする障がい者に、日中の入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

### 生活支援コーディネーター

地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のことです。主に、社会資源の把握、地域に不足するサービスの創出や担い手の養成等の資源開発や地域の支援ニーズと取組のマッチングなどを行っています。

### 生活支援体制整備協議体

地域包括ケア社会の実現に向け、地域における障がい者や高齢者等の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するため、これらのサービスを担う多様な関係主体等の情報共有及び連携・協働による取組を推進する協議体です。

### 生活習慣病

食習慣・運動習慣・休養（ストレス）・喫煙・飲酒等の生活習慣が深く関与して発症する疾患の総称で、代表的な病気として糖尿病や心筋梗塞、脳卒中、ガンなどがあります。

### 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助け合い、教育などが包括的に確保されたシステムをいいます。

## 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）

精神障がい者の医療、保護や自立等の必要な支援の実施及び精神障がいの発生の予防や国民の精神的健康の保持、増進を目的とした法律です。

## 成年後見制度

判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等を保護するための民法上の制度で、法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度は、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の財産管理や施設等への入退所等の契約等を代行して行うものです。

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備え、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に自分の生活や療養看護、財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくものです。

## 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者及び精神障がい者等で、成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する事業です。

## 成年後見制度利用促進協議会

成年後見制度の利用の促進に関する法律の規定に基づき、成年後見制度の利用促進を始めとする権利擁護支援における司法、医療、福祉等の地域連携体制を構築し、情報交換や調整等する協議会です。

## セルフプラン

障害福祉サービス等を利用する際、課題、目標や週間計画等を記したサービス等（障害児支援）利用計画の提出が必要ですが、本人やその家族が自ら作成した計画をいいます。

なお、このほかに、相談支援事業所に依頼し、相談支援専門員が障がい者の心身の状況等や障害福祉サービス等の利用についての意向を勘案し作成する計画相談支援があります。

## 総合療育相談センター

子どもたちや障がいのある方が、地域や家庭でいきいきと暮らせるよう、医療と福祉の一体的な相談、判定を行うとともに、他職種間の専門的なチームアプローチによる質の高い療育・医療の提供を行う神奈川県機関です。

## 相談支援事業所

計画相談支援を提供する事業所で、障がい者が障害福祉サービスを利用する際、本人や家族の意向、総合的な援助方針、将来の目標等を勘案し、希望する暮らしの実現に向け、サービス等利用計画を作成します。

なお、計画相談支援の内容については、P127を参照ください。

### 相談支援専門員

障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス事業者等との連絡・調整を行い、サービス等利用計画を作成するなど、全般的な相談支援を行う専門職で、研修や実務経験等一定の要件が定められています。

## 〈た行〉

### 団塊の世代

戦後の出生数が各年 250 万人を超えた第一次ベビーブーム(昭和22(1947)から昭和24(1949)年)の期間に生まれた世代を指し、人口構造上、大規模な集団となります。

### 短期入所

障害福祉サービスのひとつ。ショートステイともいいます。居宅で障がい者を介護する人が疾病で介護できない場合等で、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

### 地域移行支援

障害福祉サービスのひとつ。施設や病院に入所等している障がい者を対象に、外出の同行支援や住居確保等の新生活の準備等の支援を行います。

### 地域共生社会

世代や分野を超えてつながることで、市民一人一人の暮らしと生きがいや地域をともに創っていく社会をいいます。

### 地域生活支援事業

障がい者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて市町村が柔軟な形態で実施する事業です。詳しくは、P174 を参照ください。

### 地域生活支援拠点

障がい児者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための5つの機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することをいいます。

### 地域定着支援

障害福祉サービスのひとつ。地域でひとり暮らしをしている障がい者と常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に必要な支援を行います。

### 地域福祉コーディネーター

地域において福祉サービスを必要とされる人のニーズを把握し、サービスや住民による支え合いの活動等につなぎ、地域での生活を支えるネットワークづくりを進めることができる者のことです。

### 地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケ

ア社会の実現に向けた中核的な機関です。

厚木市では10か所設置しています。

### 地域包括ケア社会

地域における生活の基盤となる住まい・生活支援に加え、専門職による医療・介護・介護予防を提供する「地域包括ケアシステム」を基盤とし、高齢者、障がい者、子どもなど、地域に暮らす全ての市民を対象に、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる社会です。

### 中核機関（成年後見制度）

「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、権利擁護に関する相談、成年後見制度利用促進や協議会の適切な運営等を実施し、地域の全体の権利擁護のコーディネートを行う機関です。

市では権利擁護支援センターあゆさぽと厚木市が担っています。

### 超高齢社会

総人口に占める65歳以上の高齢者の割合が、21%を超える社会をいいます。

なお、7%を超えると「高齢化社会」といい、14%を超えると「高齢社会」といいます。

### 通級指導教室

話し言葉や聞こえ方に遅れがあったり、人とのかわりが困難であったりする児童に対し、学校生活上困ってい

る点について改善を図るため設置された教室です。

### 同行援護

障害福祉サービスのひとつ。視覚障がい者が外出するときに、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。

### 特別支援学級

小・中学校において、障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上や生活上の困難を克服するための教育を行う学級をいいます。

### 特別支援学校

視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上や生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校です。

### 特別支援教育介助員

小・中学校の教育活動の充実を図るため、障がい児の介助や安全の確保、児童・生徒の行動記録の作成等を実施する学級担任等の補助者です。

## 〈な行〉

### 難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とする疾病です。

### 難病相談支援センター

難病患者やその家族等からの療養生活に関する相談、必要な情報の提供や助言等を実施し、療養生活の質の維持向上を支援することを目的とした神奈川県内の機関です。

### 日中サービス支援型共同生活援助

通常の共同生活援助（グループホーム）は、日中に事業所に通所や勤務先に出勤し、主に夜間の生活支援が中心ですが、日中サービス型共同生活援助は、24時間の相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を提供するグループホームです。

### 農福連携

障がい者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取り組みです。

### ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も互いに支え合い、誰もが社会の一員であるという捉え方や環境整備をいいます。

## 〈は行〉

### 8050（はちまるごーまる）問題

高齢化した親（80歳代）が引きこもりの中高年の子ども（50歳代）を支える家庭で生活困窮と介護が一緒に生じる問題です。

### バリアフリー

もとは建築用語で、障がい者等の行動を妨げている建築的な障壁を取り除

くことをいいます。最近では、障がい者等が社会的、心理的に被っている偏見や差別意識を取り除く「こころのバリアフリー」も含めています。

### ピアサポート

障がいや疾病のある人が自らの経験に基づき、同じ障がいや疾病のある人に対して相談支援等を行うことをいいます。

また、ピアサポートを行う人を、ピアサポーターといいます。

### 避難行動要支援者

障がい者、高齢者や児童等の要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいいます。

### 福祉有償運送

タクシー等の公共交通機関では要介護者、身体障がい者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、市町村または特定非営利活動法人等が、当該市町村に利用登録を行った者や当該非営利活動法人等の会員に対して行う運送です。

### ペアレント・トレーニング

保護者を対象に、環境調整や子供への肯定的な働きかけについて、ロールプレイ等を通して学び、保護者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子供の適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を旨とする家族支援のアプローチの一つです。



## ペアレント・メンター

自らも発達障がいを抱える子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。

同じような発達障がいを抱える子どもをもつ親に対し、共感的な支援を行い、地域資源についての情報を提供したり、体験談を話したりします。

## 保育所等訪問支援

障害児通所支援のひとつ。保育所など障がい児が集団生活を営む場を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

## 放課後等デイサービス

障害児通所支援のひとつ。授業の終了後または学校の休業日に事業所に通所し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

## 防災チェックリスト

避難に関する情報や事前準備の状況等を記入するチェックリストです。

このチェックリストを作成することで、当事者、さらにはその支援者の防災意識を高めていくことを目的としたものです。

## ボランティアセンター

ボランティア活動に関する相談、講座や研修会の開催等を実施し、ボランティア活動の振興を図る機関です。

厚木市では、社会福祉協議会ボランティアセンターがあります。

## 〈ま行〉

### マイサポートブック

生まれてからの成長、支援や教育の記録をファイルするものです。

児童のライフステージごとに、今までの支援等をつなぐことで、一貫性のある方針のもとかわっていくことを目的としたものです。

### 未病

心身の状態を健康と病気の二分論の概念で捉えるのではなく、「健康」と「病気」の間を連続的に変化するものとして捉え、「病気ではないが健康でもない状態」を未病といいます。

病気になってから対処するのではなく、普段の生活において「心身を整え、健康な状態に近づけることが重要です。

## 〈や行〉

### 要約筆記者

聴覚障がい者への情報保障手段の一つとして、話している内容を要約し、文字として伝える人をいいます。

## 〈ら行〉

### リソースルーム

生徒が安心して学校生活を送れるよう、通常の学級に在籍し、課題がある児童・生徒に対し、必要に応じて生活や学習の指導・支援を実施する教室です。

### **ReMHRAD（地域精神保健医療福祉社会資源分析データベース）**

都道府県や市区町村等の区分別の精神科病院に入院している方の状況、訪問看護ステーション・障害福祉サービス事業所の状況や各社会資源の位置情報等について表示するデータベースです。

### **療育相談センターまめの木**

未就学児の児童の発達に関する様々な心配事について、保護者からの相談を受け、ともによいかかわり方等を考え、児童の健やかな成長をサポートする市の相談機関です。

### **レスパイト**

レスパイトとは、一時休止や休息という意味です。

介助者の日々の疲れ、冠婚葬祭、旅行等の諸事情により、一時的に在宅での介護が困難となる場合に、短期入所等を利用し、介助者の負担軽減を図るものです。